

## 第1章 計画策定にあたって



水海道中学校 やまざき山崎 ゆみ結心さん

## 第1節 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題のひとつとして位置づけ、1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定を、第13条では国に、第14条では都道府県に義務付けています。また、市町村においても、14条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

本市においても、2007年3月に制定した「常総市男女共同参画推進条例」に基づき、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、2013年度に策定した「第2次常総市男女共同参画計画」を指針に、市、市民及び事業者が一体となり、男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、依然として男女共同参画があらゆる人々にとって必要であるという認識が浸透していないこと、女性の社会進出は進んでいるとはいえ、方針の立案・決定過程への参画は十分とはいえず、長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルからの転換が進まず、仕事と家事・育児・介護等の両立が依然として難しいなど、様々な分野において解決すべき課題が残されています。

本市では、計画期間の中間年度を迎え、これまでの取組や市民アンケート調査の結果を踏まえ、国・県の動向や社会情勢の変化に対応し、より効果的に施策を展開するため、中間見直しによる「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を策定しました。

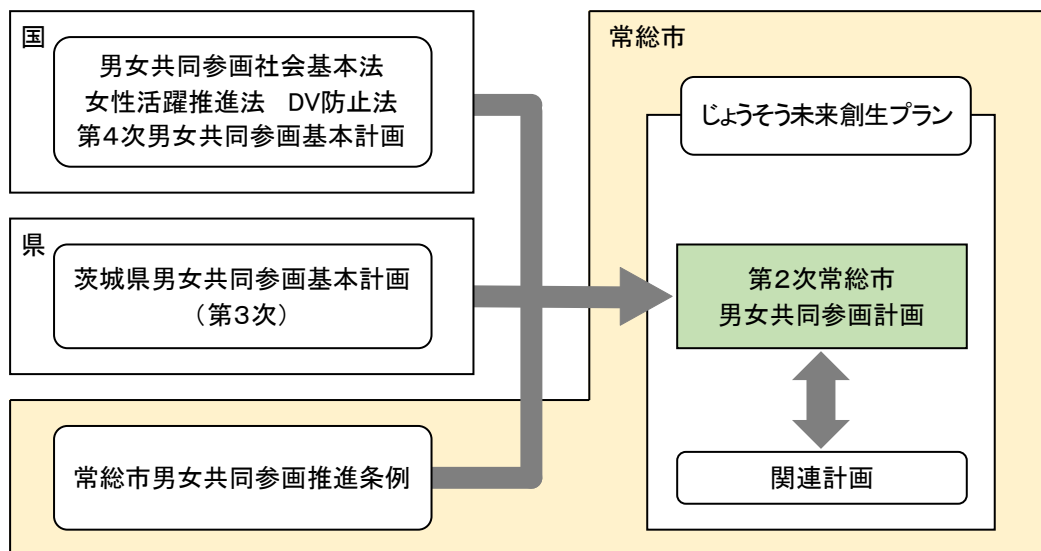
なお、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法<sup>\*1</sup>という。）」に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法<sup>\*2</sup>という。）」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。

- \*1 DV防止法：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、2001年に施行されました。
- \*2 女性活躍推進法：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、2015年に施行されました。

## 第2節 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、本市における「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえた計画です。
- (3) 本計画は、「常総市男女共同参画推進条例」第8条に規定する基本的施策として位置付けられており、市の男女共同参画政策を総合的、計画的に進めていくための指針となります。
- (4) 本計画は、「じょうそう未来創生プラン\*」をはじめ、市の各種計画等と整合性を図り、市民の理解と協力のもと、市民、地域の各種団体、企業、行政等が一体となって推進するものです。
- (5) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含し、女性の活躍推進に向けた取組を示します。
- (6) 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含し、DVの防止と、被害者の保護・自立支援に関する取組を示します。

### ■ 計画関係図



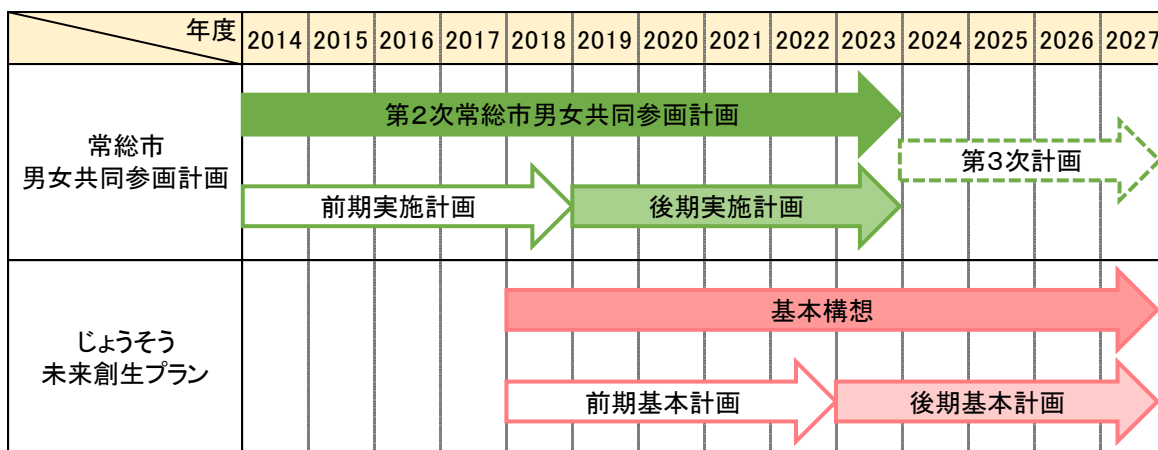
\*じょうそう未来創生プラン：常総市総合計画の計画期間が終了し、2018年度からの新たな総合計画です。本市のあるべき姿と進むべき方向性の基本的な指針として、市民の皆さまにまちづくりの長期的な展望を示すもので、本市のまちづくりや地域経営の最上位に位置づけられる計画です。

### 第3節 計画の期間

計画の目標、施策の方向性については、2014年度から2023年度までの10年間とし、後期実施計画を2019年度から2023年度までの5年間とします。

後期実施計画の計画期間が終了する2023年度には、本計画の進捗状況や社会状況を勘案したうえで、本計画について見直し作業を実施することとします。

#### ■ 計画の期間



## 第4節 計画の策定体制

### 1 各種会議における審議

幅広い関係者の参画により、本市の特性に応じた計画策定ができるよう、庁議の構成職員を主に組織する「常総市男女共同参画推進本部（以下、推進本部という。）」、庁内関係課で構成する「常総市男女共同参画推進委員会（以下、推進委員会という。）」、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表者で組織する「常総市男女共同参画推進審議会（以下、推進審議会という。）」を開催し、施策等の進捗状況の確認、計画案の協議・検討等を行いました。

### 2 市民意識の反映

本計画の策定にあたって、今後市民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、「男女共同参画社会に関する市民意識調査（以下、市民意識調査という。）」を実施しました。

#### ■調査概要

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 調査対象 | 市内に住む18歳から70歳未満までの住民1,500人（無作為抽出） |
| 実施方法 | 郵送による送付及び回収                       |
| 調査期間 | 2017年11月1日から2017年11月17日まで         |

※調査結果の概要は資料編（84頁～90頁）に掲載しています



「推進委員会によるグループワーク」

## 第2章 計画策定の背景



石下西中学校 わたなべ 渡邊 ひとみ 瞳さん